



Tax & Legal Newsletter

2022 年 2 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

「Shop Dee Mee Kuen 2022」プログラムによる、商品又はサービスの購入のための一定の支払に係る所得控除

2021 年 12 月 30 日に発行された省令（第 379 号）及び 2022 年 1 月 10 日に発行された所得税に関する歳入局長官通達（第 418 号）により、個人所得税の納税義務者（普通組合や法人格のない社団を除く）は、VAT 登録者からの商品・サービスの購入にかかった特定の費用について「Shop Dee Mee Kuen 2022」プログラムにより所得控除を受けられますが、控除申請金額を裏付ける証憑として所定の用件を具備したタックスインボイスを保管しておくことが条件とされています。また、VAT 登録者ではない販売者からの一定の購入費用についても所得控除を受けることが可能で、物理的な形式の書籍や電子システムを通じて入手した電子書籍の購読料、「One Tambon One Product」（OTOP）プログラムに基づいて地域開発局に登録された種類の商品の購入にかかった費用も含まれます。2022 年 1 月 1 日から 2022 年 2 月 15 日までに実際に支払われた適格費用の金額について控除が認められますが、合計で 3 万バーツを超えることはできません。所得控除は、国内で消費する商品やサービスの購入のみが対象で、酒類、ビール、ワイン、タバコ、車両用ガソリン、ツアーガイドサービス、ホテル宿泊、公共料金、水道・電気サービス、損害保険料などの非適格な商品・サービスは除外されています。

中小企業によるコンピュータ・ソフトウェアへの投資に係る追加控除に関する規則及び基準

2021年12月30日に発行された所得税に関する歳入局長官通達（No.417）は、コンピュータ・ソフトウェアの購入や開発のために発生した投資支出やコンピュータ・ソフトウェアの使用権に対するライセンス料に関して、2021年11月7日に発行された勅令（No.725）によって認められる法人所得税の追加所得控除に関する規則と基準を示しています。関連する会計期間の末日における登録資本金が500万バーツを超えず、かつ、同会計期間における総所得が3000万バーツを超えない会社又は法人格を有する組合が2021年1月1日から2022年12月31日までの期間において支払った金額について、100%の追加所得控除（つまり、合計200%の控除）が可能です。追加控除額は、実際に発生した費用と同額で、各会計期間につき10万バーツを上限とします。主な規則と基準は下記のとおりです。

- 追加控除の対象となるのは、コンピュータ・ソフトウェアの購入、開発、又はライセンス供与に直接関連する費用で、デジタル経済振興庁に登録されているコンピュータ・ソフトウェアの販売者、開発者、ライセンサーに支払われるものでなければなりません。ただし、年間保守料やその他のコンピュータ・ソフトウェアの使用と直接関係のない費用は対象外です。
- コンピュータ・ソフトウェアは、タイで制作・開発され、事業活動の管理面で使用されるものでなければなりません
- 購入又は社内開発したコンピュータ・ソフトウェアは、歳入法第65条Bis（2）項に基づく税法上の償却の対象となる資産であり、購入又は開発のための支払が行われた会計期間の末日までに使用可能（ready-to-use）な状態になっている必要があります。
- 追加控除の対象となるコンピュータ・ソフトウェア費用には、過去の会計期間に追加控除を適用したことがある同種のコンピュータ・ソフトウェアに関連して発生した費用は含まれません（つまり、勅令第725号に基づく追加控除では、2021年1月1日から2022年12月31日までの期間に開始した会計期間に係る費用のみが考慮されます）。

国別報告書の歳入庁のウェブサイト経由での提出

2022年1月12日、所得税に関する歳入局長官通達（No.419）が公表され、2021年1月1日以後に開始する会計期間から適用されています。国別報告書（以下「CbCR」）に関する一定の規則を定めた従前の歳入局長官通達（No.408）を修正しており、新通達では、タイにおいてCbCRの報告義務のある会社又は法人格を有する組合は、以下のいずれかの方法でCbCRを電子的に提出することが求められています。

- [歳入局のウェブサイト](#)から、歳入局に登録したユーザー名とパスワードを使用してCbCRポータルに直接ログインする方法
- [財務省のウェブサイト](#)から「Tax Single Sign On」システムを通じて、Tax Single Sign Onシステム用に財務省に登録したユーザー名とパスワードを使い、[歳入局のウェブサイト](#)のCbCRポータルにログオンする方法

なお、2021年12月23日に財務省から出された通達に基づき、2021年1月1日以後に開始する会計期間のCbCRの提出期限は以下のとおりです。

1. タイでの CbCR 報告義務があり、グループの最終親会社（以下「UPE」）である会社又は法人格を有する組合、及び代理親法人の場合、提出期限は会計期間終了後 12 カ月となります。
2. タイで事業を行う会社又は法人格を有する組合（上記 1 に該当する法事業体を除く）の場合、歳入局オフィサーから書面による通知を受けた日から 60 日以内が提出期限となります。

2020 年の電力消費の対価に係る VAT 免除の条件

2022 年 1 月 10 日、VAT に関する歳入局長官通達（第 243 号）が公表されて同日より効力を生じており、従前の歳入局長官通達（第 40 号）を修正し、一定の VAT 登録者に関して 2020 年の電力消費に係る VAT が免除されます。電力メーターが 5（又は 15）アンペアを超えず、2020 年 4 月 7 日及び 2020 年 4 月 21 日付の閣議決定で定められた制限値以下の電力消費量の家庭用ユーザーに請求される電気料金及び当該ユーザーに付与される割引は、歳入法第 79 条（4）に基づく VAT 課税標準ベースから除外されます。当該 VAT 免除は、2020 年 4 月から 6 月が期限となる電気代の支払と、2020 年 4 月に行われた割引に関してのみ適用されます。

一定の電子文書に係る印紙税の納付に関連する規則の更新

2022 年 1 月 13 日、印紙税に関する歳入局長官通達（No.60）を修正する歳入局長官通達（No.65）が公表され、電子文書に係る印紙税申告書（Form Or.Sor.9）を用いて印紙税を納付することのできる文書の範囲が拡大されました。範囲拡大後は、以下の文書や取引が含まれます。

- 土地、建物、その他の建築物及びフローティングハウスの賃貸
- 株式、債券、社債及び債務証券の譲渡
- 資産の割賦購入契約
- 保険証券
- 為替手形（又は為替手形に準ずるもの）及び約束手形（又は約束手形に準ずるもの）
- 船荷証券
- 会社、協会、個人又は組織が発行する株式、債券又は債務証券、及びタイで販売される政府の債券
- 小切手、又は小切手の代わりに使用される証券（各文書に印紙税がかかります）
- 銀行の定期預金利息の領収書
- 信用状
- トラベラーズチェック
- 一定の運送物品受領証
- 質権設定証券
- 倉荷証券
- 引渡指図書
- 代理契約書
- パートナーシップ契約書
- 一定の領収書

この通達は、2020年9月29日から2022年12月31日までに締結又は発行された文書に適用されます。印紙税の納税義務者は、歳入局のウェブサイトを通じてオンライン上で Form Or.Sor.9 を提出し、通達で定められた規則と基準に従う必要があります。

2021年のデジタル資産からの所得に対する個人所得税の取扱いに関するガイダンスの公表

2022年1月31日、歳入局は、デジタル資産から所得を得る個人納税者に対し、2021年の年次個人所得税申告書（PND.90 フォーム及び PND.91）の作成・提出に関するガイドラインを示す「デジタル資産に関する個人所得税の徴収のための指針」を発表しました。このガイダンスでは、納税者向けに一定の説明が行われており、主要なルールと基準は下記のとおりです。

- 暗号通貨やデジタルトークンから所得を得る個人は、当該所得を以下のように分類して2021年分の個人所得税申告書を提出する必要があります。
 - 暗号通貨又はデジタルトークンの売却又は譲渡から得られる利益（すなわち、売却収入が投資原価を上回る額）は、歳入法第40条(4)(i)に基づく所得として分類されなければなりません。それ以外の費用で第40条(4)(i)に基づく所得金額に対する控除が認められるものはありません。
 - マイニングで取得した暗号通貨やデジタルトークンの販売から得られる所得は、歳入法第40条(8)に基づく所得として分類されなければなりません。マイニングにかかった実費は控除が認められます。
 - デジタルトークンの保有や所有から得られる利益分配や利益（例えばイーロード・ファームやステーキングなど）は、歳入法40条(4)(h)に基づく所得として分類されなければなりません。
 - 暗号通貨から生じる受動的な所得（例えばイーロードファーマーミングやステーキングから発生する所得）は、歳入法第40条(8)に基づく所得として分類されなければなりません。
- 納税者は、移動平均法、先入先出法、その他の適切な方法など、一般に認められた会計処理に従って、暗号通貨やデジタルトークンの原価を計算することができます。一度採用した会計処理は、課税年度を通じて適用しなければならず、翌課税年度からの処理の変更は認められません。
- 暗号通貨やデジタルトークンによる損失が、これらの資産から生じる利益と同じ課税年度に発生した場合、その損失は同じ課税年度に生じる利益と相殺することが認められます。ただし、これはタイ証券取引委員会（SEC）の監督下にあるデジタル資産取引所を介して行われた取引にのみ認められます。

Contacts

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先、又は Thailand Tax and Legal team までお問い合わせください。

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171

Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Darika Sophonawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsophonawat@deloitte.com

Thirapa Glinsukon

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



Deloitte Thailand | Add as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.